

京行発第147号
令和8年6月24日

一般社団法人 京都府トラック協会 御中

京都府行政書士会

会長 太田

監察部長

久保田 征 鑑

国土交通部長

田 中 浩



行政書士法の一部改正について

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和7年6月13日に公布され、令和8年1月1日から施行されております。施行後の状況を踏まえ、改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条第1項（業務の制限規定の趣旨の明確化）及び第23条の3（両罰規定の整備）の趣旨等についてお知らせし、関係各位のご理解を賜りたいと存じます。

1. 業務の制限規定の趣旨の明確化

今回の改正により、法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられました。

これは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「会費」「手数料」「コンサルタント料」「商品代金」等のような名目であっても、対価を受領し、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類、実地調査に基づく図面類を作成することは、法第19条第1項に違反することが明確化されたものです。

（例：会費等を受領し、陸運局や警察署等へ提出する書類を、無償と謳い作成する場合も、会費等に書類作成費用が含まれると解されますので、同条項違反となります。）

2. 両罰規定の整備

今回の改正により、法第23条の3の両罰規定に、行政書士又は行政書士法人でない者による法第19条第1項の業務の制限違反に対する罰則が加えられました。違反行為者が1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処される（法第21条の2）ことはもとより、その者が所属する法人や個人に対しても100万円以下の罰金刑が科せられることとされました。

当会としましては、これらの改正の趣旨を踏まえ、行政書士又は行政書士法人でない者による違反事案に対して、関係機関とも連携のうえ厳正に対処し、もって国民の権利利益の実現に資することとしておりますので、今後も一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

違法 です。

それ、サービスで やっっても



商品購入者には
無料で申請書を
作成致します。



行政書士では
ありませんが
経験豊富なので
お任せください。

無料で作成して
いただけるのですね。
よろしくお願いします。



他人の依頼を受け「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」等の
いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として①官公署に提出する書類、

②権利義務に関する書類、③事実証明に関する書類を作成すると、

行政書士法違反として、違反した者は**1年以下の拘禁刑**又は**100万円以下の罰金**に処せられ、

その者が所属する法人又は人には**100万円以下の罰金刑**が科されます。

※1 ①～③の書類には、電磁的記録を含みます。

※2 ③の書類には、実地調査に基づく図面類を含みます。

※3 他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

まかせて安心、行政書士



日本行政書士会連合会

これらの行為は すべて違法のおそれがあります。



まずは
行政書士に相談を！

まずは
行政書士に相談を！

安心
だね。

